

ソ連の民族強制移住政策とカザフ共和国

1939-1945

法学部政治学科 4年 高橋秀歩

目次

はじめに	2
第1章：民族強制移住政策とは	4
第1節：ソ連の民族政策（～1933）	4
第2節：ソ連における民族強制移住政策（1933～1953）	6
第3節：第二次世界大戦中のカザフ共和国と民族強制移住政策	7
第2章：カザフ共和国におけるポーランド人特別入植者	9
第1節：ポーランド人特別入植者の選定・強制輸送と受け入れ体制の整備	9
第2節：ポーランド人特別入植者の受け入れと労働環境	11
第3節：ポーランド人特別入植者の生活環境	14
第4節：ポーランド人特別入植者の子どもに対する教育	16
第3章：カザフ共和国におけるドイツ人・フィン人特別入植者	17
第1節：ドイツ人・フィン人特別入植者の選定・強制輸送と受け入れ体制の整備	18
第2節：ドイツ人特別入植者の受け入れと労働環境	20
第3節：ドイツ人特別入植者の生活環境	23
第4節：ドイツ人特別入植者の子どもに対する教育	29
結論	30
参考文献	33

はじめに

ソ連では1933年頃から1956年にかけて、ポーランド人やドイツ人など、ソ連に住んでいる特定の民族を対象とした強制移住政策が行われていた。これらの民族は、主にカザフ共和国¹やシベリアなどのソ連内陸部へ強制移住させられ、数年間から数十年間そこで生活することを強いられた。今まで、ソ連の民族強制移住政策に関する論文や書籍はあったが、その数は十分と呼べるほど多くなく、さらにそれらの一次資料は旧ソ連諸国の公文書館へ行くことでしか入手ができなかった。また、そもそも民族強制移住政策に関する文書が公開されるようになったのも、ソ連崩壊後になってからである。そのため本稿では、民族強制移住政策に関する資料を分析することで、ソ連の民族強制移住政策はどのように行われていたのか、また、カザフ共和国での暮らしや現地住民との関わりはどのようなものだったのかを、より詳細に理解することを目的とする。

今回、分析の対象とする資料は、Абдукадырова らが2019年に出版した、『強制移住の歴史から：カザフスタン 1939～1945年(Из истории депортаций. Казахстан. 1939–1945 гг.)』である。これは1939年から1945年にかけてカザフ共和国に強制移住させられた諸民族に関する公文書をまとめた資料集であり、ポーランド人、ドイツ人、フィン人、カルムイク人、北コーカサスの諸民族、クリミアの諸民族について書かれている。本稿ではポーランド人、ドイツ人、フィン人について分析を行う。カルムイク人については、そもそもカザフ共和国へ移住させられたカルムイク人が648家族(2,268人)しかいない²ことに加え、資料の数も少ないため、本稿では扱わない。さらにカルムイク人、北コーカサスの諸民族、クリミアの諸民族については、ソ連国外に故郷を持つディアスポラ民族ではなく、ポーランド人、ドイツ人、フィン人との比較が難しいため、本稿では扱わない。

この資料は、2010年にカザフスタン共和国大統領公文書館、中央国立公文書館、およびカザフスタン人民議会が始めた「強制移住の歴史から：カザフスタン 1930～1956年」というプロジェクトで作成されたものである。2024年現在までに、1930～1935年までを対象とした第1巻、1935～1939年までを対象とした第2巻、そして今回の分析対象である1939～1945年までを対象とした第3巻が出版されており、1945～1956年までを対象とした第4巻は作成中である。

しかしここで注意しなければならないのは、ソ連崩壊後に機密解除されたものとはいえ、残された資料、そして収録された資料がどの程度実態と一致していたのかを知ることは非常に困難だという事実である。例えば、政策を実行するように命じる命令書があったとしても、その政策が実際に実行されたのか、実行されたとしてもどの程度実行されたのかな

¹ カザフスタン共和国(1991～)は、ソ連時代を通して次のような国名の変遷を経ている。キルギス自治社会主義ソビエト共和国(1920～1925)、カザフ自治社会主義ソビエト共和国(1925～1936)、カザフ・ソビエト社会主義共和国(1936～1991)である。本稿では、1939年～1945年が研究対象の時期であることを踏まえて、「カザフ共和国」と呼ぶ。

² <https://www.alexanderyakovlev.org/fond/issues-doc/1022157>

どを資料から知ることはできない。今後、更なる資料の発見によって多面的な視点からカザフ共和国における民族強制移住政策を分析する必要があるのは確かだが、少なくともこれらの行政文書には、地名や人名、数字、強制移住の方法や生活の実態などの具体的な情報を読み取ることができるのである。

民族強制移住政策に関する日本語文献は、テリー・マーティンの『アフーマティヴ・アクションの帝国』やノーマン・ネイマークの『スターリンのジェノサイド』などがある。

マーティンは、公文書館の資料などを利用し、1923年から1939年までの民族政策が少数民族の民族意識を体系的に鼓舞し、国民国家を思わせる諸制度を数多く設けたばかりか、新たに育成された民族エリートを作られたばかりの領土に設置された政府や学校、企業で指導的地位に登用したことに着目した。そしてソ連の民族政策が一種の「アフーマティヴ・アクション（積極的格差是正策）」であると結論付けた。（マーティン 2011:41）そしてマーティンは同書の中で、この結論と矛盾する出来事である敵性民族という概念の出現と民族強制移住政策の実行がなぜ行われたのかについて、第8章で記述している。本稿でも第1章第2節で詳述するが、その原因がピエモンテ理論の失敗、ソヴィエト恐外症、大衆の民族的敵意であると結論づけた。（マーティン 2011:415-416）

ネイマークは、スターリン時代に行われた富農撲滅運動やホロドモール、民族の強制移住についてそれらがどのように行われたのかを分析している。特に民族の強制移住については、1930年代後半のポーランド人や朝鮮人の強制移住から、1939年のバルト諸民族の強制移住、1941年のドイツ人の強制移住、そして1944年の北コーカサスとクリミアの諸民族の強制移住について、何人が強制移住の対象となったのか、どのような扱いを受けていたのかを概説している。そして非ロシア民族の強制移住が行われるにあたって、移動中の食料と水の不足を原因とした死者が多かったこと、さらには移住先でも同様の要因によって死者が多かったことに言及しながら、民族の強制移住は組織的殺人行為であると指摘した。特にチェチェン人、イングーシ人が民族性を奪う目的でカザフ共和国の住民のあいだにくまなく四散させられたことが、意図された文化ジェノサイド事件であったと結論づけている。（ネイマーク 2012:11,87-106）

しかしこれらの文献からは、当時の民衆の様子はわからない。そこで当時の民衆の様子を知るための文献として、鈴木健夫の『ロシアドイツ人：移住を強いられた苦難の歴史』がある。鈴木は、1941年にヴォルガ・ドイツ自治共和国で行われたカザフ共和国への強制移住について、ヴォルガ・ドイツ人の回想や手紙などを利用して詳細に述べている。例えば、強制移住させられる列車の状況や強制移住先での生活、労働軍への動員と強制労働の現場での生活についてなどである。（鈴木 2021:257-300）さらに、スターリン死後のドイツ人に対する名誉回復がどのように行われていったのか、強制移住させられたドイツ人がどのように本国へと帰還していったのかについても述べられている。（鈴木 2021:446-469）しかしこの文献にも、秘密文書の内容レベルの詳細な内容までは記載されていない。

したがって、本稿は、一部とは言え強制移住政策が行われていた当時の公文書を和訳し、分析した日本語ではおそらく初めての仕事となる。ソ連の民族強制移住政策についての史料の紹介として、日本のこの分野における研究進展の一助になれば幸いである。

本稿第 1 章では、ソ連における民族政策とはどのようなものだったのか、そしてなぜ民族強制移住政策が行われるようになったのか、何人の人々がカザフ共和国へ強制移住させられてきたのかについて確認する。さらに、第 2 次世界大戦中のカザフ共和国がソ連の中でどのような役割を果たしていたのかについても確認する。第 2 章では、カザフ共和国へ強制移住させられたポーランド人について、どのように強制移住させられてきたのか、またカザフ共和国での生活はどのようなものだったのかについて、資料の内容に触れながら確認する。第 3 章では、同様の内容について、カザフ共和国へ強制移住させられたドイツ人とフィン人について確認する。そして最後に全体を通しての結論を述べる。

第 1 章：民族強制移住政策とは

ソ連における強制移住政策は 2 つの段階に分かれている。1 つ目はソ連成立時から 1933 年頃までの階級に基づくクラークを対象とした強制移住政策、2 つ目は 1933 年頃から 1953 年頃まで行われていた民族を対象とした強制移住政策である。この民族強制移住政策は、1933 年頃までソ連で実施されていた民族政策の結果として生じた政策であるため、まずはソ連における民族政策の変遷について述べる。

第 1 節：ソ連の民族政策（～1933）

ソ連は民族政策として同化ではなく、コレニザーツィヤ政策（現地化政策）を実施した。このコレニザーツィヤ政策とは、民族ごとに独立した政治的領域を上から与え、その領域の中で基幹民族が主体となって自治を行うだけでなく、民族言語による教育の実施や民族文化の再発見、それらによる民族アイデンティティの創出を行うものである。例えば、ヴォルガ・ドイツ人に対してヴォルガ・ドイツ人自治ソヴィエト社会主義共和国を創設し、自治共和国内ではドイツ語による教育を保障し、ヴォルガ・ドイツ人文化を研究するなどしていた。

上記のコレニザーツィヤ政策には 2 つの目的があった。1 つ目は、今までロシア帝国に抑圧されてきた民族に対して、「ソビエト権力を地元（родная）の身近（близкая）で民衆に根差した（народная）分かりやすい（понятная）もの」（マーティン 2011:31-32）に思わせることである。そうすることによって、ソ連での被抑圧民族によるナショナリズム台頭を抑止できると考えたからである。レーニンやスターリンは、オーストリア＝ハンガリー帝国の崩壊とロシア帝国の支配地域における強力な民族運動の出現から、ナショナリズムが持つ破壊力と、それがいつでも起こる可能性があることに、強い危機感を持って

いた。よってこの 1 つめの目的（ナショナリズム台頭の阻止）が最大の目的となっていた。しかし、国境地域では次に述べる 2 つめの目的も重要な意味を持っていた。

2 つ目は、ピエモンテ理論に基づくものである。ソ連西部国境は、フィン人・ベラルーシ人・ウクライナ人・ルーマニア人らの民族分布域を引き裂くように存在していた。そこで、これらの民族に対してソ連内に自治領域を作り、寛大に扱うことで、国境を跨ぐ民族の絆を使って近隣諸国に政治的影響力を発揮し、最終的には隣国に住む民族をソ連に移住させ、隣国をも併合せしめようとする考えがピエモンテ理論である。（マーティン 2011:28-29）この具体的な例として、モルドヴァ自治共和国の事例を紹介する。



図 1：モルドヴァ自治共和国とルーマニア³

モルドヴァ自治共和国は、ルーマニアによるベッサラビア併合に対する対抗策として創設された。当時、モルドヴァ人という民族意識は薄く、ほとんどルーマニア人と同一視されていた。そこで、ソ連はウクライナ共和国内にモルドヴァ自治共和国を設立し、そこでモルドヴァ人アイデンティティを育てることで、ベッサラビアに住むモルドヴァ人に政治的影響力を発揮させようとした。モルドヴァ人がモルドヴァ自治共和国に移住すること、あるいはモルドヴァ人がルーマニア政府に対し、モルドヴァ自治共和国によるベッサラビアの併合を認めるように圧力をかけることを期待したのである。これと同様の事例が、自治共和国の創設ほど大規模なものはないが、ポーランド国境・フィンランド国境・朝鮮国境でも行われた。

ピエモンテ理論に基づく政策が行われた結果、多くの移民がソ連へと流れ込んだ。例えば、1917 年から 1926 年にかけて、ソビエトの朝鮮人人口は 53,600 人から 168,009 人に 3 倍に増加した。1926 年までに、朝鮮人はウラジオストク地域の農村人口の 4 分の 1 以上を

³ https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/7/75/Romania_MASSR_1924.png?20110118172134

占めるようになった（572,031 人のうち 145,511 人）。（Martin 1998:833）また、アフガニスタンからの移民は国境地域に農地を与えられ、他のソ連民族と同様に民族領域などの民族の権利が認められた。外国からの移民の増加は、ピエモンテ理論の成功を表す証明になる反面、反ソ連・反共産主義スパイの隠れ蓑になる可能性もあった。このことが、今後行われる民族強制移住政策につながっていく。

第 2 節：ソ連における民族強制移住政策（1933～1953）

前節で確認したように、1933 年までの民族政策は 2 つの目的からコレニザーツィヤ政策が行われていた。しかし、1933 年以降は、ソ連内の非ディアスポラ民族に対してはコレニザーツィヤ政策が続けられながらも、ディアスポラ民族⁴に対しては民族強制移住政策が行われるようになった。その背景には、ソ連の外国恐怖症があるとマーティンは指摘し、それをソヴィエト恐外症と名付けた。（マーティン 2011:386）ソヴィエト恐外症とは、外国の影響力を異常なまでに恐れるソ連中央の心理を指す。言い換えれば、外国の資本主義の悪影響や害毒に対するソ連中央の過度の恐怖心とも言える。これはイデオロギー的なものが原因にあって、民族色はない。にもかかわらず、ソヴィエト恐外症の関心が民族に集中したのは、1932 年秋の飢饉と穀物調達キャンペーンが主な原因である。

ソ連西方少数民族の間では、1929 年に始まる強制集団化によって国外移住の動きが起っていた。それが 1932 年秋の飢饉と穀物調達キャンペーンによって、自主的な国外移住だけでなく、ドイツ政府やポーランド政府、そして本国の国民たちからの呼びかけによる国外移住の動きが拡大していった。本国政府や国民は、ソ連の穀物調達キャンペーンによって苦しんでいる同胞の姿をセンセーショナルに伝えるマスメディアを通じて、彼らが国外移住できるように基金を設立したり、寄付金を集めたりした。例えばドイツでは、「同胞に支援を」という名の団体がソ連に暮らすドイツ人のための義捐金集めを組織し、ヒンデンブルク大統領も進んで 20 万マルクを寄付した。ドイツ大使館も、今まではソ連を刺激しないようにドイツ人問題への関与を避けてきたが、この時期から積極的に関与するようになっていった。（マーティン 2011:393）

同時期に、ソ連では民衆レベルの民族浄化も行われるようになっていく。西方少数民族は、革命前のイメージから、皆クラークと結び付けられた。民衆の強い敵意に晒された西方少数民族は、たとえ経済的に困窮していなかったとしても、国外移住を行うようになっていた。

このような事態により、ソ連首脳部はピエモンテ理論の失敗を思い知らされた。ソ連西方の少数民族は、共産主義の見本として国外から民族同胞を惹きつけるはずだったが、実

⁴ ここで言うディアスポラ民族とは、ソ連領土の外に自分たちの民族的な「故郷」を持つ者の中で、特にソ連国籍を持ち、祖先が数十年、時には数世紀も前にソ連やロシア帝国に移り住んだ人々のことを指す。

際には国外の民族同胞に惹きつけられ、そして国内民衆からの敵意と突き上げによって、恩を仇で返すようにソ連の地を去っていった。加えて、国境地域では大規模な武装蜂起やゲリラとの小競り合い、散発的なパルチザン暴動などが発生した。このような暴動には国内外にまたがる正体不明の支援態勢もあった。この2つの要因が複雑に絡み合い、ソヴィエト恐外症の関心は民族に集中するようになる。

1933年に行われたクバン・コサックの強制移住を初めとして、ソ連の強制移住政策は、階級に基づく強制移住から民族に基づく強制移住へと変化した。大規模な民族浄化は1935年のソ連西部国境地域で始まった。1934年に入り、ソ連の飢えに苦しむドイツ人同胞に支援を差し伸べるべく、数万個の食料品を送ったり外貨送金を行ったりするキャンペーンがドイツで始まると、ソ連政府はディアスポラ諸民族が外国政府の反ソ攻撃の武器として利用されうることを実感した。さらにこの時期、ドイツではヒトラーが政権を奪取しており、これらの義援金や食料は「ヒトラーの援助」と呼ばれ、ナチスの影響力がソ連に及ぶことを恐れた。（塩川 2012:191）その結果、ポーランド人およびドイツ人のおよそ15万の家族、合わせて約50万人が逮捕されて特別入植地に送られ、特別入植地に住んでいたクラークと一緒に「非社会的分子」と呼ばれるようになった。（ネイマーク 2012:91）このような民族に基づく強制移住の流れは、第二次世界大戦が近づくにつれ激化していった。そして、独ソ間でポーランドが分割されると、旧ポーランド地域に住んでいた人々はヒトラー・帝国主義・資本主義の手先と見做され、内陸地（カザフ共和国やシベリア地方）に強制移住させられるようになった。これについては本稿第2章で詳述する。

第3節では、第二次世界大戦中のカザフ共和国の状況、およびカザフ共和国への民族強制移住政策の概略について述べる。

第3節：第二次世界大戦中のカザフ共和国と民族強制移住政策

戦時中、カザフ共和国はソ連の戦争継続に対して多大な貢献をした。120万人が前線に徴兵され、国内では地雷、砲弾、弾薬などの軍需品を生産していた。農業分野でも貢献し、前線に580万トンのパン、2億4118万トンのジャガイモ、1億7360万トンの野菜、26万トンの肉、32万トンの牛乳、700万人分の軍服を生産することができる綿花を届けた。その犠牲として、国内では食料品と生活用品が配給制となり、さらに食肉やパンの強制徴発も行われた。食肉やパンを用意できないものは代わりに生活用品や高級品を徴発されるなど、庶民の生活は非常に困窮していた。

このような状況下で、カザフ共和国にはソ連中から様々な民族が強制移住させられてきた。（表1）

年月日	対象民族	人数（人）	移住者の居住地	強制移住先
1936 年 5 月	ポーランド人、ドイツ人	45,000	ウクライナ国境地域	カラガンダ州など、カザフ共和国
1937 年 9～10 月	朝鮮人	172,000	極東地域	カザフ、ウズベク共和国
1940 年 4 月 9 日、13 日	ポーランド人	61,000	ウクライナ・ベラルーシ西部	カザフ共和国
1941 年 9 月 3～20 日	ドイツ人、フィン人	530,000	ヴォルガドイツ自治共和国、スターリングラード	カザフ共和国、ノヴォシビルスク州、オムスク州
1941 年 9 月 15～20 日	ドイツ人	36,000	モスクワ	カザフ共和国
1941 年 9 月 25 日～10 月 10 日	ドイツ人	248,000	クラスノダール、ザポロージェ	カザフ共和国
1943 年 11 月 2 日	カラチャイ人	70,000	カラチャイ自治州	カザフ共和国
1942 年 12 月 28～31 日	カルムイク人	93,000	カルムイク自治共和国	カザフ、ウズベク共和国
1944 年 2 月 23～29 日	チェチェン人	393,000	チェチェン・イングーシ、ダゲスタン自治共和国	カザフ、ウズベク共和国
1944 年 2 月 23～29 日	イングーシ人	91,000	チェチェン・イングーシ自治共和国	カザフ、キルギス共和国
1944 年 3 月 8 日	バルカル人	38,000	カバルダ・バルカル自治共和国	カザフ、キルギス共和国
1944 年 11 月 15～18 日	メスヘティア・トルコ人、クルド人、ヘムシン人	92,000	ジョージア共和国	ウズベク、カザフ、キルギス共和国

表 1：カザフ共和国へ強制移住させられてきた民族と人数（Polian 2004:327-333 より一部抜粋し筆者作成）

強制移住させられた人々（特に男性）は、労働軍に入隊させられ、鉄道や工場、鉱山などの戦略上重要な施設の建設に従事させられた。労働軍は収容所の役割も兼ねており、建設現場は鉄条網で囲われ、出入りは朝夕の隊員検査の後か、隊列を組んで移動する時しかできなかった。ノルマを満たさなかった場合には、叱責や罰金のほか、逮捕の可能性もあり、非常に過酷な状況だった。残された女性や子供たちはコルホーズやソフホーズのカザフ人家族と一緒に暮らすことになったが、住宅不足のせいで窮屈な暮らしを強いられていた。

第 2 章からは、カザフ共和国に強制移住させられた人々について、民族ごとに『強制移住の歴史から：カザフスタン 1939～1945 年(Из истории депортаций. Казахстан. 1939–1945 гг.)』（以下、資料と称する）に基づいて分析を行う。

第2章：カザフ共和国におけるポーランド人特別入植者⁵

1937年8月9日、政治局は内務人民委員部司令第00485号「ポーランド人の破壊諜報集団及びポーランド軍事組織の一層について」を承認し、2日後エジョフはこの指令を正式発表した。そして逮捕すべき者は、ポーランドからの政治亡命者と難民はもちろん、ポーランド民族地区の反訴民族分子のうち最も過激な人々も同様だと指示した。同年10月には、このカテゴリーが「ポーランド領事館との関係を持つすべてのポーランド人」に拡大され、ソ連のポーランド人であれば誰でも適用可能なカテゴリーになった。1938年になると、内務人民委員部のポーランド人逮捕や強制移住は、他のディアスポラ民族と同様に、民族帰属だけを理由にするようになった。（マーティン 2011:411）

このような状況の中で、1939年8月23日に調印されたモロトフ＝リッペントロップ協定に基づき、同年9月にソ連がポーランド東部に侵攻し、同地域を占領した。この地域はその後、ベラルーシ共和国、ウクライナ共和国へと編入され、旧ポーランド東部地域はベラルーシ・ウクライナ両共和国の西部地域となった。この結果、国境地域に居住する大量のポーランド人ディアスポラはソ連にとっての脅威と見なされ、カザフ共和国やシベリア地方を中心としたソ連内部へと強制移住させられるようになった。

本章では、カザフ共和国に強制移住させられてきたポーランド人について、強制移住の決定過程やカザフ共和国での生活などについて資料から論じていく。

第1節：ポーランド人特別入植者の選定・強制輸送と受け入れ体制の整備

ポーランド人の特別入植者を受け入れるにあたって、どのようなポーランド人を強制移住対象とするのか、また、強制移住先のカザフ共和国において、どのようにポーランド人を扱うのかについて、付録第29号、第30号、第33号から確認する。

ポーランド人特別入植者の選定・強制輸送

付録第30号及び第33号は、表1の1940年4月9日・13日に行われたポーランド人の強制移住についての命令書である。ポーランド人を含め、強制移住政策については、ソ連の内務人民委員部(НКВД, NKVD)の管轄とされていたことがわかる。実際に命令書ではソ

⁵ 特別入植者（спецпереселенец）とは、1920年代末の富農追放に由来する制度で、工業化に欠かせない強制労働の供給源として、また極北、シベリア、カザフスタンといった遠隔地の入植にも利用されてきた。かつては富農のみが特別入植の対象者であったが、この制度を流用する形で1933年からの民族強制移住政策は行われたので、強制移住させられた民族の人々のことも特別入植者と呼んでいた。（塩川 2012 p.195）第2章以降の資料分析においては、資料に合わせて強制移住者ではなく特別入植者と表記する。

連内務人民委員部のベリヤ委員がウクライナとベラルーシの内務人民委員部に対して、指令を出している。(Абдукадырова 2019:109)

強制移住の対象となったポーランド人だが、これは多岐に渡る。ウクライナ西部およびベラルーシの捕虜収容所や刑務所に収容されている、元軍人・警察官・憲兵・諜報員・国家公務員に加え、地主・工場主などの「階級の敵」も対象とされた。そのほかにも、ソ連を離れて現在ドイツが占領している旧ポーランド領土に移住したいという希望を表明したが、ドイツ政府に受け入れられなかった者や、旧ポーランド警察に登録されていた売春婦なども含まれていた。また本人だけでなく、対象者と同居している妻や子供、両親、兄弟姉妹なども含まれていた。これらの対象者は、カザフ共和国へ、10 年間強制移住させられると規定された。(Абдукадырова 2019:109)

次に強制移住対象となるポーランド人の選定・逮捕・輸送方法について述べる。付録第 30 号によると、対象となるポーランド人の選定にあたるのは、ウクライナ・ベラルーシ両共和国の内務人民委員の職員や捜査官、及び国境部隊の赤軍兵士であった。彼らは 3 人からなる「トロイカ部隊」を構成し、1 部隊につき 2~3 家族を選定することになっていた。この選定は約 3 週間で完了させるように指示されていた。

強制移住対象者を退去させる手順は以下の通りである。①「トロイカ部隊」が強制移住を命じられた家族の住宅に到着したら、武器や反ソ・反革命的な文書、外貨を搜索、その後家族に対して強制移住の対象となったことを告知し、強制移住の手続きについて説明する。②強制移住を命じられた家族の不動産、商工業企業は没収となり、家族は子供を含め 1 人当たり 100kg 以下の私物を強制移住先に持ち込む権利を有するため、家族に私財の選定を行わせる。③持ち込み重量を超過する私物については、売却することができるため、強制移住対象の家族から売却を委託できる人物（隣人・知人・親戚）などの名前を聞き出す。委託された管財人は、家族が立ち退いた後、速やかに残された私財を売却し、売却益を持って最寄りの内務人民委員部に出頭しなければならない。出頭が確認され、売却益が確定されたら、強制移住先の内務人民委員部から強制移住対象の家族へ売却益が引き渡される。④作業終了後、強制移住対象の家族に許可された財産などを持たせて、事前に用意された鉄道（55 両編成の列車 81 本が用意されており、鉄道には医療関係者と医薬品・医療用機器を備えることが規定されていた）に乗せるために最寄りの鉄道駅まで護送する。なお、強制移住対象地に到着し現地当局に引き渡されるまでは、「トロイカ部隊」が責任を負うこととされた。また、この立ち退き作戦は、ウクライナとベラルーシの西部地域において夜明けと同時に、全地域一斉に実施し、2 週間程度で完了させるように指示されていた。(Абдукадырова 2019:109-111)

強制移住の対象となったポーランド人の選定及び、強制移住先までの輸送については上記のように規定されていた。強制移住対象者が逃げ出したり、反ソ・反共産主義的活動の証拠を消されたりしないように、明け方に家宅搜索を行うなど、かなり徹底した作戦が行われていたことがわかる。また、この命令で 2 万 5000 世帯、7 万 6000 人~10 万人が強制

移住の対象となった。（Поболь, Полян 2004:143-144）強制移住先での受け入れ体制の整備については、付録第 29 号に記載されているので確認する。

カザフ共和国での受け入れ体制の整備

付録 29 号は、クスタナイ（現コスタナイ）にあったソフホーズ「スルクリ」において、旧ポーランド領土からの特別入植者の受け入れ体制の整備を命令する文書である。特別入植者の受け入れにあたって次の内容を実施することを求めている。①ソフホーズの労働者に対し、特別入植者を受け入れる政治的意義について説明すること。②ソフホーズに到着する特別入植者のために、良好な生活環境・寝具・家具・燃料・照明を提供し、特別入植者が到着した後は、持続的に高品質の食料の提供を行うこと。③特別入植者が到着したら、直ちに仕事の提供を行い、彼らがノルマの達成とそれを上回る成果を出せるように、必要な条件を整えること。④到着した特別入植者の間で、体系的な大衆政治活動を組織すること。具体的には、定期的な政治討論・講義・新聞やスターリン憲法、第 18 回党大会の決定の読み合わせを行う。そのために、よく訓練された共産主義者を選抜すること。⑤到着した特別入植者の識字率を向上させるため、教養講座の開催・学校での教育・アマチュア芸術サークルへの参加を義務付けること。（Абдукадырова 2019:108）

強制移住先での受け入れ体制の整備については、上記のように規定されていた。命令だけを見ると、特別入植者の良好な生活環境の整備が指示されており、強制移住そのものは残酷であるが、その後の暮らしはそれほど悲観するようなものではないように見える。しかし、その実態は命令とは異なっていた。第 2 節では強制移住先の生活について、その実態を確認する。

第 2 節：ポーランド人特別入植者の受け入れと労働環境

ポーランド人特別入植者の受け入れ

付録第 39 号は、カザフ共和国内務人民委員部副委員長のハリトーノフと、ソ連内務人民委員部経済本部第 6 副部長のベズルコフが、実際にポーランド人特別入植者が暮らしているコルホーズやソフホーズ、工場や鉱山などを視察し、その暮らしの様子をソ連内務人民委員部のベリヤへ報告する文書である。付録第 39 号には冒頭に強制移住に関する 2 つの統計資料がある。一つ目は、カザフ共和国に強制移住させられたポーランド人の地域別人口と、年齢別人口である。（表 2）

州名	特別入植者数	特別入植者がいる地区	量的構成（人）				
			家族	大人	60 歳以上	16 歳未満	売春婦
北カザフスタン	20,064	13/15	情報なし	8,820	情報なし	情報なし	342
パヴロダール	11,411	12/12	3,587	5,250	706	5,403	-
クスタナイ	8,705	14/17	2,554	3,886	613	3,524	-
アクトベ	7,092	10/14	情報なし	3,535	713	2,919	12
セミパラチンスク	7,644	8/13	情報なし	5,553	819	1,988	-
アクモリンスク	6,176	15/17	1,894	2,170	689	2,754	-
合計	61,092	72/88	-	29,214	3,540	16,588	354

表 2：カザフ共和国におけるポーランドからの特別入植者の構成(Абдукадырова 2019:124)

この表 2 を見ると、特別入植者はカザフ共和国の 6 つの州に分散させられているだけでなく、州内でも、様々な地区（район）にも分散させられていることがわかる。次に 2 つ目の表は、特別入植者の配属先の農場・工場別人口である。（表 3）

地域名	特別入植者数（人）	量的構成（人）			
		ソフホーズ	コルホーズ	工業企業	公的機関
北カザフスタン	20,064	4,000	16,040	情報なし	情報なし
パヴロダール	11,411	5,081	4,763	1,567	39
クスタナイ	8,705	2,935	5,737	15	30
アクトベ	7,092	750	3,017	54	106
セミパラチンスク	7,644	4,376	1,412	1,570	286
アクモリンスク	6,176	758	4,559	493	271
合計	61,092	17,900	35,528	3,699	732

表 3：ソフホーズ、コルホーズ、工場、公的機関における特別入植者の配属状況(Абдукадырова 2019:124)

この表 3 を見ると、特別入植者は、カザフ共和国においてソフホーズ、コルホーズなどの農業部門には配属されるものの、工場や公的機関などにはあまり配置されていないことがわかる。これは、強制移住させられたポーランド人が技能的に劣っているという話ではなく、強制移住させられるような敵性民族であるが故に、信頼されず、サボタージュやスパイの危険がある工場や公的機関に配属されていないだけだと思われる。実際にこの報告書の中でも、専門的な技能を持っているポーランド人がいるにも関わらず、有効活用できていないことを問題視している。例えば、クスタナイ地区には 123 人の専門技能を持ったポーランド人特別入植者がいるが、実際に専門分野で働いているのは旋盤工 1 名と電気機械工 2 名の、計 3 名だけである。この問題の原因は党やソ連の行政組織が、特別入植者を専門技能職で使用するについて、何も指示やガイドラインを与えていないことである。(Абдукадырова 2019:125)

また、専門技能職どころか、コルホーズ・ソフホーズなどの農業においても、ポーランド人特別入植者を働かせないようにしている動きがある。その背景には、コルホーズ員やソフホーズ員が特別入植者に対して抱く「人民の敵」「犯罪者」などといった負のイメージがあると考えられる。実際に、労働者の中には「人民の敵であり、彼らはすぐに逮捕される」と考えている者もいた。地区指導者に至っても、特別入植者を内務人民委員の逮捕者であると勘違いして、内務人民委員部へ更迭した事例もあった。(Абдукадырова 2019:125)

上記のような民衆の態度と、それに起因する特別入植者の働き先不足の影響で、特別入植者のカザフ共和国における暮らしは非常に厳しい状況となっていた。そんなポーランド人の厳しい状況について、具体的な事例をいくつか紹介する。

ポーランド人特別入植者の労働環境

付録第 39 号によると、クスタナイ地区のコルホーズ「レーニン」では、夏の間（農業における繁忙期にも関わらず）特別入植者は畑仕事を割り振られなかった。また、それまで働いていた特別入植者に対しても賃金の支払いが停止し、「なぜ私たちは働かなければならないのか？労働に対して報酬が支払われないのに。」と嘆く特別入植者もいたという。(Абдукадырова 2019:126)これはコルホーズ長が独自に決めたことであるが、党組織や行政機関によって似たような命令が出された例もあった。カザフ共産党クスタナイ州フョードロフカ地区委員会のアントノフ書記は、コルホーズと村の執行委員会の委員長会議で「ポーランド人への労働報酬としての食料品の販売と支給をすべて停止し、ポーランド人に最も困難な労働を与え、そのノルマをコルホーズ員よりも 2 倍遵守するよう要求し、このように記録された労働に対する支払いはコルホーズ員の半分とすること」という命令を出していた。(Абдукадырова 2019:127)

このように、労働をさせてもらえないことも多く、また労働をさせてもらえたとしても、正当な報酬を受け取ることができないこともあった。逆に、病気などの理由で働くことができない者に対して暴行を加えて無理やり働かせることもあった。特別入植者のベレズニュークは、内務人民委員部への請願で次のように述べている。

「バラタイ村に住んでいる私や他の人たちは、集団農場で強制的に働かされています。何らかの理由で仕事に行けない人は殴られます。暴行は第 1 作業班長のセリクによって行われています。2 週間前、レオニダ・ティシュケヴィッチは病気になりましたが、セリクは彼女に仕事に行くよう強制しました。病気であることを証明するために彼女は医師の診断書を受け取りましたが、セリクは彼女に仕事に行くよう要求し、棒で彼女の脇腹を殴りました。ティシュケヴィッチはベッドに倒れ、さらに数回殴られました。このような暴行を受けた後、ティシュケヴィッチは 7 日間働くことが出来ませんでした。

特別入植者のアンナ・ジグマンは、セリクに対し、コルホーズ長のところへ行っても食料を要求する許可を求めましたが、セリクはそれを許可せず、彼女を無理やり働かせようと

しました。そしてジグマンは空腹のまま働くことはできないと言いました。するとセリクは彼女を棒で 2 回殴り、彼女はあざが数日間消えませんでした。」(Абдукадырова 2019:132)

この事件は、検事による捜査が行われたので、暴行を加えて強制的に働かせることが違法であったことがわかるが、違法であったとしても暴行を行う者がいたということもまたわかる。

付録第 36 号は、パヴロダール州マイカインにある金採掘場における、ポーランド人特別入植者の労働環境についての調査書である。この金採掘場では、特別入植者は皆働くことができ、労働環境は良さそうに見える。しかし、金採掘場の問題は、医療体制が崩壊しているという点である。金採掘場で働いている特別入植者を診ることができる医者は 2 人いたが、1 人目のドクムバエフは 1940 年に医学部を卒業したばかりで、2 人目のポーランド人特別入植者コトリャルは医学教育を修了していなかった。そのような状況だったので、1104 人のうち半年で 43 名が死亡し、9 月 1 日に調査者であるマルセルスキーとモスクヴィチンが巡回した段階では 50 名近くが何らかの病気に罹患していたという。これを問題視したのか、8 月 31 日に地域保健局から医師 2 名と消毒係 1 名が金採掘所に派遣されている。(Абдукадырова 2019:116)このように医療体制に問題を抱える職場もあったが、内務人民委員部が改善しようと試みている点は注目に値する。

同報告書では、もう 1 つ特別入植者に関する問題が指摘されている。それはノルマを達成した特別入植者に対して無関心であったという点である。どれだけノルマを上回っていても、スタハーノフ労働者に推薦しないようにしている。なぜなら、ポーランド人特別入植者がスタハーノフ労働者になってしまうと、それより生産量が劣っている現地住民から、「なぜポーランド人の後塵を排する必要があるのか」という不満が噴出してしまいうからである。(Абдукадырова 2019:117)

ここまでは労働に関するものを確認してきたが、第 3 節では住宅環境や生活必需品の調達などの生活面について確認する。

第 3 節：ポーランド人特別入植者の生活環境

まず住宅環境について、特別入植者を受け入れるにあたって、前節で確認した通り良好な住宅環境の整備が指示されていたが、実際にはほとんど整備されなかった。その結果、特別入植者のほとんどは窓もドアもペチカ（ロシアの暖炉兼かまど）さえもない、牛舎や納屋を改造した場所に、過密状態で住んでいた。運よく現地の住民が迎え入れてくれた例でも、小さな部屋に家族が 3～4 組、8～12 人が生活しなければならず、順番に床に寝ているような状況だった。そのうえ、もちろん無料で迎え入れてくれるわけではなく、月 50 ルーブルから 100 ルーブルという法外な料金を請求される場合もあった。その場合、衣服や貴重品などの現物の支払いを要求し、支払いに充てるものがなくなったと見るや否や、路

上に放り出した。建物に住めれば良い方で、北カザフスタン州ブラーエバ地区の Колхоз 「イスクラ」 のポーランド人女性ジュダン・アネリアの例はもっと悲惨だった。彼女には 8 人の扶養家族がおり、その中には幼い子供たちもいた。生活の糧がなく、子供たちの物乞いによって生計を立てていた彼女ら家族にアパートを貸してくれる人はいなかった。そのため、夏には森の中で生活をし、冬には地面に穴を掘って、そこを住宅がわりにして雨風を凌いで生活していた。(Абдукадырова 2019:128-129) また、付録第 45 号、46 号、47 号はポーランドからの特別入植者たちが、ソ連最高会議のスクヴォルツォフ議員に対して窮状を述べ、助けを乞う請願書であるが、ここでもアパートがないこと、路上生活と飢えに耐えられないことなどが述べられている。(Абдукадырова 2019:146-148)

特別入植者の住宅に対する厳しい姿勢は現地住民だけでなく、党員や行政機関の役人も持っていた。カザフ共産党クスタナイ州オルジョニキーゼ地区委員会のモロゾフ書記長は、1940 年 5 月 23 日の地区労働者代議員会会議において、Колхоз 長らに対し、地区のポーランド人特別入植者を Колхоз のアパートから追い出し、彼らに如何なる援助も与えないように指示した。この指示を受けて Колхоз 「ディミトロフ」 の Колхоз 長は、特別入植者のマイロワを呼び出しアパートから退去するように命令した。マイロワがこの命令を拒否すると Колхоз 長は「お前がどこに住むかなんて、私は全く興味がない」と述べたという。その後マイロワは 3 人の子供を残して首を吊って自殺した。同様に 1940 年 8 月末、セミパラチンスク州ソビエト強制移住部門責任者のブルナシェフは、空き家になっていた Колхоз 員用の住居に入居していた特別入植者に対して立ち退きを命じた。Колхоз 長のクリツキーが反対すると、ブルナシェフは、「彼らに同情しているのかね？ 彼らがどこに住もうがいいじゃないか。」といい反対を押し切って立ち退かせたという。(Абдукадырова 2019:130)

このように特別入植者に対して十分な居住環境の整備ができていたとは言えず、また、現地住民や役人の特別入植者に対する厳しい姿勢も、彼らの生活を圧迫していった。

住宅の確保に対する嫌がらせだけでなく、生活必需品の確保に対する嫌がらせも行われていた。アクトベ州マルトゥク地区の Колхоз では、特別入植者が精力的に働いているにも関わらず、多くの Колхоз 長が食料品の値段を釣り上げていた。例えば、牛乳 1 リットルあたりの値段が、他の Колхоз 員の 2～3 倍だった。同州のノヴォロシースキー地区執行委員長は、Колхоз 員に対して、「ポーランド人はみんな大金持ちなのだから、家賃や食費を彼らから多くとっている」と話したという。(Абдукадырова 2019:130) この言葉からもわかるように、革命前の典型的なポーランド人イメージや、移住前財産の売却益を持ってカザフ共和国へやってきたことによって、これらの嫌がらせや搾取が正当化されていたと考えられる。

このように生活必需品の購入価格が釣り上げられるだけでなく、特別入植者が何かを売却しようとするとき、不当に安く買い叩かれる事例もあった。例えばセミパラチンスク州で、ある女性の特別入植者がジャガイモ 50kg と金の時計を交換した。同州のノーバヤ・シ

ユーリバ地区では、ソフホーズ「レーニン」の機械・トラクター・作業場の責任者が、特別入植者の女性ベルナルドスカヤの持っていたウールのズボンと小麦 33kg を交換した。加えて、困難な生活状況を利用して、一部の労働者が特別入植者の女性を同居に誘う事例もあった。例えば農場の管理者であるケリバエフは、特別入植者の女性たちに、より良い生活環境を約束して、自分と親密な関係を持つように強要した。(Абдукадырова 2019:130)

上記のように生活必需品の販売価格の不当な吊り上げや、特別入植者の売却品の買い叩きなどが常習化していたため、正規の価格での販売や売却に対して追加の労働を要求することもあった。北カザフスタン州のシュチエでは、村ソビエト長ナズムトディノフとコルホーズ長のカルバトフが、特別入植者に対し「コルホーズの製粉所で穀物を挽いて欲しければ、畑に行ってコルホーズに干し草を積み上げろ。そうすれば国定価格で穀物を挽いてやる」と述べた。このような事例は同州のケレロフカ地区でも行われていた。(Абдукадырова 2019:133)

ここまで特別入植者の生活状況について確認してきたが、第 4 節ではポーランド人特別入植者の子どもに対する教育状況について確認する。

第 4 節：ポーランド人特別入植者の子どもに対する教育

ポーランド人特別入植者の子どもに対する教育状況は、付録第 39 号及び 58 号、59 号、60 号に記載されている。付録第 39 号は 1940 年の資料で、付録第 58 号、59 号、60 号は 1944 年の資料であるため、4 年を経て教育の問題がどのように変わっていったのかを確認することができる。

まず 1940 年 10 月 22 日の資料である付録第 39 号について確認する。コルホーズ「第 3 インターナショナル」では、地区国民教育部がこの問題について明確な立場をとっていないことを理由に、特別入植者の子どもたちに対して学校で教育を受けることを許可していない。クスタナイ州クスタナイ地区には 100 人以上の学齢期児童がいたが、初等教育を受けていたのは 30 人以下であった。同様にアルマ・アタ州カリーニンスキー地区では 109 人のうち 37 人だけが、北カザフスタン州のレビャジスキー地区では 169 人のうち 51 人だけが、パブロダール州のツリュピンスコエ地区では、220 人のうち 70 人だけが、同州のウルリュチュープ地区では 101 人のうち 30 人だけが教育を受けていた。

また、特別入植者の子どもが中等教育を受けるために、中等教育学校がある地域へ移される場合もあった。さらに、特別入植者の親が、自分の子どもをソ連の学校では教育させたくないと言明する場合もあった。例えばパブロダール州ラザボーエ地区のドミトリエフカ村へ強制移住させられてきたアブラムチクは、「ロシア人が私の子供をいじめるのを許さない」と述べ、自分の子どもがソ連の学校へ通うことを拒否した。(Абдукадырова 2019:131)

このように 1940 年の段階では、環境的要因と特別入植者の心理的要因によって、特別入植者の子どもたちに十分な教育を行うことが出来ていなかった。この状況が 1944 年になってどのように変化したのか、付録第 58 号、59 号、60 号を確認していく。

付録第 58 号によると、ジャンブール地区にポーランドの子どもたちのための中等教育学校が開校し、もちろんロシア語の授業もあるが、そこでは歴史・地理・文学を含むすべての科目がポーランド語で教えられているという。また、ジャンブール地区にはすでに 2 つの独立したポーランド人学校と、多くの初等・中等教育学校にポーランド人クラスがあり、1,000 人以上の子供たちがそこで学んでいた。ソ連における最初のポーランド人クラスは、ジャンブールの第 1 鉄道学校で組織され、90 人の児童が学んでいた。そこでは工業資格に必要な主要科目に加え、ポーランド語やポーランドの歴史と地理などを学ぶことができた。(Абдукадырова 2019:160)

付録第 59 号は、カラガンダ州のバルハシ市に、ポーランド人学校の開校を指示する執行委員会の決定についての書類である。この決定の特筆すべき点は、バルハシ市のポーランド人による学校開設の請願に応える形で、ポーランド人学校の開校を命じたところにある。1944 年になると、特別入植者の子どもたちの教育について、注意を払い始めたことがわかる。同様に付録第 60 号からは、クジルオルダ州にポーランド人の子どもたちのための幼稚園を開園する命令を出していることがわかる。(Абдукадырова 2019:161)

このように、1944 年頃になるとポーランド人の子どもたちが教育を受けられるように、学校を増設していることがわかる。別の資料によると、1944/1945 年度には、カザフ共和国にポーランド人の子どもたちのための学校が 50 校開校したという。(Акжанов 1967:21)

小括

これまで、ポーランド人特別入植者についての資料を確認してきたが、次のような結論を導ける。①特別入植者の受け入れ命令の段階では、カザフ共和国において特別入植者が快適に生活できるような諸条件を満たすように指示されていた。また、受け入れにあたって現地住民の理解を促す努力をしようとしていた。②しかし、カザフ共和国のリソース不足とそれに伴う行政機構への物的支援不足、さらに現地住民・党员・行政役人のポーランド人や特別入植者に対する誤ったイメージによって、それらの指示が守られなかった。それどころか、特別入植者が不当に不利益を被るように扱った。③内務人民委員などの党組織は、②のような事実を確認したら是正するように指示するなど、特別入植者に対しても一定の配慮を行っていた。

第 3 章：カザフ共和国におけるドイツ人・フィン人特別入植者

1941 年 6 月 22 日に独ソ戦が始まると、ドイツ軍は 7 月 9 日までにリトアニアとラトビア、9 月 1 日までにエストニアやノヴゴロドへと侵攻し、大量のドイツ人とフィン人を抱

えるレニングラードやその周辺地域まで急速に迫ってきていた。フィンランドはアメリカから越境攻撃を行わないように指示されていたものの、1941 年 6 月 25 日にソ連へ宣戦布告しており、レニングラードはいつ攻撃されるかわからなかった。このような状況下で、スターリンをはじめとした党指導部はレニングラードにいるドイツ人やフィン人がドイツ軍やフィンランド軍に味方することを恐れ、これらレニングラードとその周辺地域に住んでいたドイツ人とフィン人、及びヴォルガ・ドイツ自治共和国のドイツ人をドイツ軍が到着する前に急いでソ連内部のカザフ共和国やシベリア地方へと強制移住させることを決定した。

本章では、カザフ共和国に強制移住させられてきた、ドイツ人・フィン人について、強制移住の決定過程やカザフ共和国での生活などについて資料から論じていく。

第 1 節：ドイツ人・フィン人特別入植者の選定・強制輸送と受け入れ体制の整備

ドイツ人・フィン人特別入植者の選定・強制輸送

ソ連国内のドイツ人・フィン人の特別入植者を受け入れるにあたって、どのようなドイツ人・フィン人を強制移住対象とするのか、また、強制移住先のカザフ共和国において、どのようにドイツ人・フィン人を扱うかについて、付録第 63 号、第 65 号、第 68 号から確認する。

付録第 63 号は、レニングラードやその周辺に居住しているドイツ人・フィン人をカザフ共和国へと強制移住させる命令書である。ポーランド人の強制移住と異なる点は、命令実施までの準備期間の短さである。ポーランド人の強制移住は、命令が出されてから約 3 週間で強制移住対象者をリストアップし、それから約 2 週間で移動を完了させていた。しかし、ドイツ人・フィン人の強制移住は、1941 年 8 月 29 日に国家防衛員会のモロトフ・マレンコフ・コスイギン及び全ソ共産党レニングラード州委員会書記長のジダーノフらの会議によって決定され、30 日にはソ連内務人民委員部から命令が発せられた。また同命令では、翌 9 月 7 日までに移住を完成させるように命じられていた。このようにドイツ人・フィン人の強制移住が急ピッチで進められたのは、独ソ戦によって侵攻してきたドイツ軍がレニングラード及びその周辺地域に迫ってきたからだと考えられる。（Абдукадырова 2019:166-167）

付録第 63 号と第 68 号は、何人のドイツ人とフィン人を強制移住させる計画なのかが記されている命令書及び書類である。これら 2 つの資料によると、レニングラード州から 89,000 人のフィン人と 7,000 人のドイツ人がカザフ共和国へ移住し、モスクワ州から 8,614 人のドイツ人がカザフ共和国へ移住し、ロストフ州から 21,400 人のドイツ人が移住する計画であった。また、ヴォルガ・ドイツ共和国に居住している 125,000 人のドイツ人もカザフ共和国への移住が計画されていた。さらに、1941 年 9 月にドイツ軍がクリミア半島を占

領する前にクリミア自治共和国からオルジョニキーゼ地方やロストフ州へと避難したドイツ人 53,000 人もカザフ共和国へ移住する計画となっていた。

この計画の実施はカザフ共和国人民委員会議長のウンダシノフとカザフスタン共産党書記長のスクヴォルツォフに委任された。また、カザフ共和国内務人民委員部も関わっており、カザフ共和国内務副人民委員長のボグダノフは、クジル・オルダ州の特別入植者受け入れが困難だとして、クジル・オルダ州へと向かう予定だったフィン人のうち 10,000 人をアクチュビンスク州へ、ドイツ人のうち 8,000 人をアクモリンスク州へと輸送するようにスターリンへと要請していた。(Абдукадырова 2019:177)

カザフ共和国における受け入れ体制の整備

付録第 65 号は、クスタナイ州執行委員会とカザフスタン共産党クスタナイ州委員会による、同州においてドイツ人の受け入れ態勢の整備を同州の各行政機関へと命じる命令書である。クスタナイ州では 20,000 人のドイツ人を受け入れ、クスタナイ州内のソフホーズに、最大 1,000 世帯、4,000 人までの移住者を受け入れることになっていた。また、その他のドイツ人はクスタナイ州内の既存のコルホーズで受け入れる方法か、新しい場所にドイツ人コルホーズを作成する方法によって受け入れるよう指示された。それでもなお受け入れられない場合は、新しい住宅の建設、農村部の空き家の活用、そして「高密度化」によって対応するとされた。この「高密度化」とは、1910 年代後半から 1920 年代まで行われていたもので、農村から都市への急速な人口流入とそれに伴う住宅の不足を補うためのものだった。当時の命令によると、間切りの有無にかかわらず、大人や 2 歳までの子供は一人当たり約 10 m²、2 歳から 12 歳までの子供は一人当たり約 5 m²とした規範に従って住宅が分割され、原則として 1 家族が 1 部屋に入るように新たに間切りを追加するというようなものだった。しばしばこの原則は破られたが、基本的にソ連における「高密度化」とはこのようなものだった。(Месрович 2003:9)

また同命令書において、クスタナイ州執行委員会とカザフスタン共産党クスタナイ州委員会は移住管理局に対し、穀物、家畜、野菜、じゃがいもの交換証書を所持して到着する移住者の正確な記録と登録の確実な管理を義務づけていた。この交換証書というのは、特別入植者が以前の居住地で家畜・穀物・飼料・野菜・ジャガイモなどを引き渡した分の代わりを強制移住先で支給するための証明書である。このような交換証書の作成が命じられているというのもポーランド人の強制移住と異なる点である。先ほどの相違点と同様に、今回もドイツ軍の侵攻とレニングラードへの接近が原因であると考えられる。ポーランド人の強制移住に際しては、強制移住対象者が管財人を指定し、自身の持っている財産などを売却したうえで、強制移住先でその売却益を受け取れることになっていた。しかし、ドイツ軍がレニングラード周辺まで接近している状況下で財産の売却をする余裕がないので、交換証書の作成という形がとられたと考えられる。

同命令書では受け入れ態勢の整備として、カザフ共和国のコルホーズやコルホーズ員に対して、大規模な説明活動を実施するように命令している。これはポーランド人の強制移住前にも行われていた。また、州商業部や州消費者協会連合に対して、到着駅での特別入植者に対する食料や宿泊施設の手配などを指示している。(Абдукадырова 2019:168-170)

以上からわかるように、ドイツ人・フィン人特別入植者の選定・強制輸送と受け入れ態勢の整備は、ドイツ軍の侵攻とレニングラード周辺への接近という特段の事情によってポーランド人のものとはかなり異なる状況となっていた。第2節ではドイツ人の強制移住先での生活について、その実態を確認する。

第2節：ドイツ人特別入植者の受け入れと労働環境

労働軍への動員命令

付録第97号、第109号、第112号、第114号、第124号はドイツ人移住者の労働軍(Рабочие Колонны)への動員についての命令書である。付録第97号は1942年1月10日に出されたもので、ロシア共和国シベリア地方やカザフ共和国へと強制移住させられたドイツ人のうち、17歳から50歳までの男性最大12万人を労働軍に動員する命令書である。同命令書によると、伐採作業や工場建設、鉄道建設などに割り当てられるという。また、この労働軍への動員実施は、内務人民委員部・鉄道人民委員部・国防人民委員部へ委任され、命令から20日での動員の完了を要求した。動員されるドイツ人は、自分自身で冬季用衣類、下着、寝具、食器、10日分の食料を持参して集合場所に行かなければならず、これらを用意できなかった人々は、動員先で非常に危険な状態に陥った。(Абдукадырова 2019:225-226)

付録第109号は1942年10月9日、つまり付録第97号の約9か月後に出されたもので、前回の命令書と比較すると動員される人々の条件が拡大されていることがわかる。この命令書は2日前の国家国防委員会極秘決議「ドイツ人住民の動員について」に基づいており、15歳から55歳までのドイツ人男性と、16歳から45歳までのドイツ人女性を労働軍に動員し、石炭及び石油産業での労働に派遣するという内容である。ただし女性について、妊婦及び3歳未満の子供を持つ女性は動員を免除され、3歳以上の子供を持つ場合は、その子供を家族又は近親者若しくはドイツ人コルホーズに養育を委ねるとされた。前回のドイツ人男性の動員と同様に急ピッチで進められ、動員対象者を10日程度で選出し、1か月以内に動員を完了するように命令されている。また、今回動員されるドイツ人も、自分自身で冬季用衣類、下着、寝具、食器、10日分の食料を持参して集合場所に行かなければならず、これらを用意できなかった人々は、動員先で非常に危険な状態に陥った。(Абдукадырова 2019:242-244)

付録第112号は1942年10月27日、つまり第109号の約2週間後に出された命令であり、ドイツ人女性を労働軍へと動員するために必要な準備を、地区党委員会と地区ソビエ

ト執行委員会に行わせる命令書である。この命令書では、労働軍に動員される親を持つ子供たちのために、ドイツ人コルホーズに特別な児童養護施設又は保育施設を開設するように指示していた。また、動員されるドイツ人が所有していた家畜や食料が略奪されないように指示し、ドイツ人家族が全員動員される場合には、その家族が所有していた家畜と食料は公共部門に移管することとされた。（Абдукадырова 2019:246-247）

付録第 114 号は 1942 年 11 月 18 日に出された命令であり、「ドイツ人住民の動員について」の実施に際して、ドイツ人コルホーズ内の人口減少に対応するためのものである。この命令書によると、ドイツ人コルホーズの人口が減少した場合は、カザフ共和国の他のコルホーズから人員を補充するか、必要な場合には隣接するカザフ人若しくはロシア人のコルホーズと合併することも可能とされた。さらに、動員されたドイツ人の子供をカザフ人若しくはロシア人のコルホーズへ配置することも可能とし、8 歳以下の子供は児童施設へ、8 歳以上の子供はコルホーズ員の同意を得たうえで、そのコルホーズ員の家族に預けられるとされた。（Абдукадырова 2019:248）

最後にカザフ共和国で何人のドイツ人特別入植者が労働軍へ動員されたかを、付録第 120 号から確認する。この資料には、カザフスタン共産党の内務人民委員部によるドイツ人動員についての情報が記載されている（表 4）。

州名	元々住んでいた ドイツ人（人）	特別入植ドイツ 人（人）	合計（人）	動員数（人）
アルマ・アタ	3,000	8,840	11,840	1,339
アクモリンスク	10,130	75,418	85,548	11,408
アクチュビンスク	401	11,632	12,033	-
東カザフスタン	856	28,499	29,355	4,163
ジャンブール	1,150	10,480	11,630	1,500
カラガンダ	10,000	20,639	30,639	3,739
クジル・オルダ	215	4,807	5,022	527
クスタナイ	8,000	53,317	61,317	8,149
パブロダール	4,900	51,317	56,217	6,940
北カザフスタン	17,950	62,473	80,423	11,860
セミパラチンスク	2,500	41,913	44,413	4,597
南カザフスタン	1,715	24,798	26,513	3,473
西カザフスタン	500	-	500	-
グリエフ	21	-	21	-
合計	61,338	394,133	455,531	57,695

表 4：1942 年 12 月 4 日現在のカザフ共和国各州における、特別入植より以前に居住していたドイツ人、ドイツ人特別入植者、労働軍へ動員されたドイツ人の人数（Абдукадырова 2019:257）

この表を見てみると、カザフ共和国で生活しているドイツ人 455,531 人のうち、約 12.7%に相当する 57,695 人が動員されたこと。また、どの州でも均等に 10～15%のドイツ人が労働軍へと動員されていたことがわかる。さらにカザフ共和国に強制移住させられてきたドイツ人は、南部よりも北部の方に集中的に居住させられたこともわかる。

労働軍における労働環境

次は労働軍におけるドイツ人特別入植者の労働環境について述べる。労働環境については、付録第 102 号、第 116 号、第 128 号、第 132 号、第 137 号から確認できる。

付録第 102 号は、アクチュビンスク州ノヴォロシースク地区にあるキムペルサイ収容所におけるドイツ人特別入植者の状況に関する報告書である。キムペルサイ収容所には 1941 年 10 月に 16 歳から 70 歳までのドイツ人 2,398 名が到着したが、到着後 5 か月でサボタージュと反革命的扇動で起訴され取り調べ中の者 42 名、障害や高齢などを理由に解放された者 390 名、死亡者 100 名、逃亡者 215 名などを含め、747 名が減少した。この収容所では建設資材の入手困難を理由に、夏用テントを利用した居住地しか建設されなかった。そのため夏季に着の身着のまままでやってきたドイツ人たちは、非常に過酷な冬季を経験することになった。この収容所では 1942 年 3 月 1 日から、全収容者に対して生産ノルマの達成度に応じた、収容所管理局が定めた基準による階層的食料配給制に移行するとされた。

(Абдукадырова 2019:230-232)

付録第 116 号は、1942 年 11 月 26 日にエンバネフチ・トラスト管理者とその特別部部長から検査所、建設列車、事務所長などへ宛てられた命令書である。この命令書では、労働軍に動員されたドイツ人について、寮に特別な管理人を配置し、1 日 2 回（朝の就労前と夕方）点呼による確認を実施するように指示している。また、就労現場ではドイツ人の中から現場監督者又は十人長を選出し、ドイツ人の就労状況を嚴重に監視する義務を課し、欠勤が発生した場合には、その原因の調査と適切な措置を講じるための報告を行うこととされた。さらにすべての動員されたドイツ人は兵舎形式での居住とし、いかなる場合も私的住居の提供を禁止したうえで、一般市民との接触を防止するためのあらゆる措置を講じることとされた。(Абдукадырова 2019:250)

付録第 128、132 号、137 号では、それぞれ動員されたドイツ人が動員の条件を満たしていないことが指摘されている。付録第 128 号は、1943 年 9 月 17 日に送られた「カラガンダ石炭への動員労働者の不適切な選抜について」の電報文である。その電報文の中でカザフ共和国人民委員会とカザフスタン共産党中央委員会は、再三の指示にもかかわらず、ジャンプール、セミパラチンスク及びその他の地域において、次のような不適切な人々に対する動員が行われていると指摘した。①鉄道から必要な書類なしで降ろされた偶然居合わせてしまった人々、②市場での一斉検問で拘束された人々、③法令に違反した人々、④2 級障害者、⑤未成年者、⑥妊婦、⑦2 歳未満の子供を持つ女性。例えば、「カラガンダ石炭」に動員された労働者の 85%が女性であり、男性は主に 16 歳であったという。結果

として各地域から到達した労働者のほとんどが地下採掘作業に使用できない状況となっており、人民委員会とカザフスタン共産党中央委員会は、このような政府の動員計画に対する軽率なアプローチは今後の石炭生産発展を危険にさらしていると指摘し、このような異常事態を解消するように命じた。（Абдукадырова 2019:265）

付録第 132 号は、パブロダール毛皮工場及び皮革工場の工場長代行からパブロダール州共産党委員会書記へ宛てられた手紙である。その中で、1943 年秋に工場建設のために、一時的にドイツ人女性労働軍を受け入れたが、彼らには数人の子供がおり靴や衣服もないことから、12 月にはこれらの労働者を使用することは不可能になった、と述べられている。そこで 12 月 23 日に女性たちを解雇したところ、寒さに加え、子供たちと自分たち自身の衣服や靴が不足しているため移動できないと訴えてきたという。このような状況に際し、工場長代行は州共産党書記に対して、これらの女性 43 名と子供 61 名を近隣のコルホーズやソフホーズに移住させるように要請した。その結果、翌年 1 月 3 日にパブロダール地区のドイツ人コルホーズに配属することが認められた。（Абдукадырова 2019:271-272）

付録第 137 号は、1944 年 2 月 21 日に出された、カザフスタン石油コンビナートの企業責任者への命令書である。この命令書によると、傷病や動員解除・一時的な労働不能などを理由に休暇を与えられたドイツ人労働者が、適切な衣服・靴・移動中の食料を支給されずに企業から送り出された結果、風邪をひいたり死亡したりするケースが発生しているという。そこでこのような事態を防ぐため、季節に適した衣服と靴、及び食料が支給されていないドイツ人労働者の送り出しを厳しく禁止し、動員されたドイツ人労働者に交付する証明書には、必ず衣服と食料の支給状況を記載することが義務づけられた。（Абдукадырова 2019:275）

今まで労働軍に動員されたドイツ人特別入植者の労働環境について確認してきたが、労働軍という名前はついているものの、その実態は強制収容所や強制労働所のようなものであったことがわかる。ドイツ人入植者は、朝夕の点呼があるため自由に外出することもできず、ドイツ人以外の民族との接触も禁じられているという非常に困難な状況に置かれていた。さらに、労働軍での生活環境は劣悪で、病気に罹患したりそのまま死亡したりするドイツ人が多かったことから見ても、非常に過酷な状況で労働させられていたことがわかる。

第 3 節：ドイツ人特別入植者の生活環境

付録第 75 号、第 77 号、第 79 号、第 83 号、第 85 号、第 89 号、第 91 号、第 92 号、第 93 号、第 94 号、第 95 号、第 139 号、第 144 号では、ドイツ人特別入植者の生活環境について知ることができる。

交換証書に関する問題

付録第 75 号は、1941 年 10 月 21 日にソ連人民委員会内務特別移住部部長イワノフがソ連人民委員会農業部へ行ったドイツ人移住者の就労に関する訴えであり、第 1 節でも触れた食料・飼料・家畜などの交換証書について述べられている。この訴えによると、ドイツ人移住者の受け入れ地域の土地機関（地区土地部、州土地部、地方土地部）がドイツ人移住者に対して十分な注意を払っていないという。イワノフは特に以前の居住地で引き渡した家畜、穀物、飼料などの交換証書の正確な記録がないため、現地の調達機関を通じたコルホーズ員への家畜と飼料の供給が開始されていないこと、さらに以前の居住地と現在の居住地の双方の土地機関がこの問題の早急な解決のために必要な措置を講じていないことを問題視している。その上で、ソ連人民委員会農業部に対して、土地機関に明確な指示を緊急に出し、この件に関する責任追及とドイツ人コルホーズ員に対する不備の是正を要求した。（Абдукадырова 2019:185-186）なおこの訴えに対する返答は本資料集に記載されておらず、結果については知ることができない。

このような努力があったにも関わらず、交換証書に基づいた家畜・穀物・飼料の提供不履行という問題は大战期間中改善されることはなかった。1941 年 11 月にカザフスタン共産党南カザフスタン州委員会の書記は、ほとんどの特別入植者が交換証書を持っておらず、持っていたとしても印鑑が押印されていないなど多数の不備があるため、交換証書に基づいた家畜・穀物・飼料の提供は不可能であると報告している。さらに 1945 年 9 月 27 日のパブロダール人民委員会事務局からの情報によると、「ドイツ人の移住から 4 年以上が経過し、この間ずっと特別入植者はコルホーズや地区組織に支払われるべき家畜の支給を請願してきた。それにもかかわらず、特別入植者の大半は今日まで家畜を受け取っておらず、その結果多くの家族が非常に困難な財政及び生活状況に陥っている」という。

付録第 79 号は、1941 年 11 月 15 日にカザフスタン共産党セミパラチンスク州委員会書記のバガリューバフとセミパラチンスク州ソビエト執行委員会委員長のジュスーパフからカザフスタン共産党中央委員会書記スクヴォルツォフとカザフ共和国人民委員会議長ウンダシノフに宛てた書簡である。この書簡の中では、ドイツ人移住者への交換証書に基づく穀物供給が困難であることが繰り返し述べられている。セミパラチンスク州の特別入植者は交換証書を持っている人が多いが、穀物調達機関の交換証書ではなく、コルホーズや村ソビエト、その他の機関の交換証書である場合が多く、取り扱いも不明確であることが原因であるという。これに関連して、カザフスタン共産党中央委員会と人民委員会議に対し、次のように要請した。①交換証書に基づく穀物支給の問題が解決するまでの間、彼らが国家に引き渡した穀物の少なくとも 50%までを前払いとして支給することを許可すること。②穀物を国家に引き渡したが調達機関の交換証書を持たず、他の組織からの交換証書を持っている移住者への穀物支給問題を緊急に解決すること、である。（Абдукадырова 2019:194-195）

同様に付録第 85 号も、セミパラチンスク州における交換証書問題についての 1941 年 12 月 18 日付の書簡である。この書簡の中では付録第 79 号の時点からドイツ人移住者が増加したことを受けて、改めて受け取り所から発行された正式な交換証書の提示により、ドイツ人移住者が引き渡した穀物の 30-50%を前払いとして支給する件について、承認を要請している。12月25日、カザフスタン共産党中央委員会書記のサーリンは、セミパラチンスク州委員会書記のボゴリューボフに対し次のような電報を送った。「ドイツ系移住者への交換証書提示による穀物支給の件について、12月18日付の文書で穀物調達機関向けに指示済みである。移住元のリストとの照合なしで、カザフ共和国食料人民委員部全権代表の指示に従い、定められた量の支給を直ちに開始するよう穀物調達機関に指示せよ」この電報文からわかる通り、セミパラチンスク州では改善が見られた。

このように、特別入植者の交換証書問題の解決のために、カザフ共和国の各地域で様々な機関が行動していたことが見て取れる。しかし、ソ連中央が交換証書について杜撰な制度設計を行っており、その対応を移住先のカザフ共和国各地域諸機関へと丸投げしていたと言い換えることもできる。（Абдукадырова 2019:207-208）

ドイツ人特別入植者の反ソ的感情と共産党の対応

付録第 77 号は、1941 年 10 月 26 日にカザフスタン共産党ウバガンスキー地区委員会書記ベルリンからカザフスタン共産党中央委員会書記長スクヴォルツォフへ宛てた当該地域の状況に関する書簡である。この書簡によると、ウバガンスキー地区の住民は主にウクライナ人とカザフ人、そして最近ヴォルガ・ドイツ共和国から移住してきたドイツ人で構成されているという。この地区では独ソ戦の開戦とドイツ軍の快進撃を背景に反革命的な分子が出現してきていた。例えば、コルホーズ「10 月革命」の女性組合員は地区新聞社の馬丁のチュールに対し、「玉ねぎは売れません。もうすぐドイツ軍が来るので、ソビエトのお金は必要なくなります」と言い、玉ねぎの販売を拒否した⁶。このような状況を打開するため、独ソ戦開戦時から煽動者グループが結成され、コルホーズ・企業・機関などで 289 回の集会や朗読会が開催された。それとは別に地区の煽動員らによる 1,114 回の集会と朗読会も行われ、具体的には「ドイツ・ファシズムに対するソビエト人民の大祖国戦争」をテーマに 49 回の講演が行われた。さらに各コルホーズ、各班、各施設で 153 の壁新聞が発行された。このように、特別入植者を受け入れた地区では煽動員による活動などが積極的に行われていたことがわかる。（Абдукадырова 2019:188-192）

付録第 89 号は、1942 年 1 月 28 日に行われたカザフスタン共産党ルザエフカ地区委員会のドイツ共産主義者の反ソビエト及び反党感情に関する調書からの抜粋であるが、これは付録第 77 号に続いて反ソビエト的活動についての資料である。この資料によるとヴォルガ・ドイツ自治共和国出身のカザフスタン共産党党员ウンデルが反党的行為を行なっているという。ウンデルは、反ソビエト的傾向を持つドイツ人のシェルフとディールと親密な

⁶ このような例は他にもあるので、詳細は付録第 77 号を見ていただきたい。

関係を持ち、彼らが住民の間で組織的な反ソビエト的・反革命的活動を行っていたことを知っていたにも関わらず適時に通報せず、実質的に隠蔽していたため党から除名された。さらにカザフスタン共産党党員のドイツ人エンGRAFは、ヴォルガ・ドイツ自治共和国からの移住ドイツ人コルホーズに到着した後、反ソビエト的傾向を持つ一部の者たちと共に住民の間で反ソビエト的煽動・虚偽の挑発的な噂の流布・敗北主義的な考えの表明・ファシスト軍の力と戦闘能力の賞賛などを通じ、ソビエト政府の信用を失墜させたとして党から除名された。その他この調書に登場した人物たちは皆裁判によって強制労働収容所で 10 年の自由剥奪刑を宣告されている。

これらの資料からは、戦時中においてドイツ人が祖国ドイツと同調し反ソ的な活動を行うこともあったが、それらは摘発され厳しく処罰されていたことがわかる。
(Абдукадырова 2019:211)

ドイツ人特別移住者の移動の自由に関する問題

付録第 91 号とその添付資料は、ドイツ人特別移住者ツィメルマンの家族との再会許可に関するものである。添付資料はツィメルマンによる声明文であり、それによるとツィメルマンの母はアルタイ州へ、ツィメルマンは南カザフスタン州へ移住させられたため、母への思慕と日々の苦悩により深刻な神経衰弱に陥っているという。そして神経衰弱を治すためには安静と十分な栄養が必要であると主張し、それらは母のもとで得られるため、母のもとへ移動する許可を求めた。これに対し、南カザフスタン州内務人民委員会部長はツィメルマンに対し地区外への移動を許可し、それに伴う適切な移動許可証を発給するように南カザフスタン州パフタ・アラル地区内務人民委員部部長のスズディコフへ指示した。
(Абдукадырова 2019:213-215)

この資料からわかることは、特別入植者であるドイツ人は移動の自由を認められていないこと、そして考慮すべき事案がある場合、適切な訴えを提起すれば移動が許可される可能性があることである。

カザフ共和国におけるドイツ人政治亡命者に対する不当な扱い

付録第 92 号は、1942 年 11 月 30 日に発表されたカザフ共和国国際革命闘士援助組織中央委員会の政治亡命問題担当責任指導員ヴァイスによるソフホーズ「パフタ・アラル」の政治亡命者の状況に関する報告書である。政治亡命者とは、ソ連国外で共産主義者として活動していたものの情勢の変化などから当該国での活動が困難になった結果、ソ連へと亡命してきた人々を指す。特にナチス・ドイツは共産主義を禁止したこともあって、1936 年 7 月 1 日時点でソ連には 811 人のドイツ人政治亡命者がいた⁷。1930 年代前半は優先的に住

⁷ В.Г. Топорков. Документы советской секции МОПР о помощи жертвам фашизма и реакции (1933–1935 гг.) // Советские архивы (Москва) – 1976 – №4 – С.77–81. (Немецкие эмигранты в СССР в 1930-е годы [электронный ресурс] // Человек и наука. – Режим доступа: <http://cheloveknauka.com/nemetskie-emigranty-vsssr-v-1930-e-gody> (2025 年 2 月 4 日参照))

居や仕事を提供されるなど多くの特権を受け取っていたが、1930 年代半ばから政府のスパイ恐怖症により政治亡命者への態度が変化した。政治亡命者に対する行き過ぎた差別的態度を是正するための組織が、カザフ共和国国際革命闘士援助組織中央委員会の政治亡命問題担当部である。

ヴァイスによると、パフタ・アラルに政治亡命者が 20 家族おり、その全員が内務人民委員部・地区党委員会・政治部・ソフホーズ指導部・コルホーズ管理部の全てからヴォルガ・ドイツ人と同様に信用できない分子として扱われ、移動の自由も与えられていなかった。政治亡命者たちは懸命に労働していたにも関わらず、作業班長に労働日の記録を誤魔化され、配給されたはずの食料、パンや小麦粉、塩さえも完全には受け取ることができなかったという。男性の一部が労働軍へ動員させられると、コルホーズの管理部は彼らが働いた労働日に対して金銭も食料も支給するのを停止した。多くの政治亡命者とその家族はもはやバザールで売るものも持っておらず、その結果栄養失調と衰弱のために深刻な病気にかかったり、亡くなったりした。実際に 1942 年 4 月から 10 月の間に大人 5 名、子供 4 名が亡くなった。このような状況を目撃したヴァイスは、ソフホーズ「パフタ・アラル」所長のネチャエフに対して政治亡命者に対する不適当な扱いをやめるように訴えたが、「私はこれらのドイツ人が好きではない」と一蹴されてしまったという。同地区の工場長であるパヴロフも政治亡命者に対して配慮するように要請された際に、「政治亡命者であることを利用しないでください」と返答したという。その後ヴァイスは、ソフホーズ「パフタ・アラル」政治部長のチュブリン、地区党委員会第一書記のカスマンベトフ、地区党人事委員会書記、ソフホーズ副所長、ソフホーズ人事部長と交渉を行い、政治亡命者に対する不当な扱いをやめ、健康状態を考慮し専門分野で雇用すること、そして正常な生活条件を作り出すためにあらゆる支援を行うことを彼らに約束させた。（Абдукадырова 2019:215-222）

この資料からは、たとえ政治亡命者であったとしても、ドイツ人であるというだけで特別移住先において不当な扱いを受けていたことがわかる。さらにここからは、一般のドイツ人特別入植者に対する扱いも同様のものであったことが推測できる。

ドイツ人特別入植者に対する食料援助

付録第 93 号、第 94 号、第 95 号はドイツ人特別入植者に対する食料援助についての資料である。付録第 93 号は、1944 年 3 月 2 日にカザフスタン共産党中央委員会書記のシャヤフメトフからカザフスタン共産党アクモラ州委員会書記クバエフに宛てた飢餓に関する手紙である。この手紙によると、アクモラ州エンベクシルダー地区のコルホーズ「ジャンリク」で暮らす 34 の移民家族は 1943 年 9 月以来食料を受け取っておらず、その結果 5 人が飢餓のために非常に深刻な状況に陥っているが、地区の指導者たちはこれらの家族を支援するための措置を講じていないという。また、同州ヴィシュネフスキー地区のニコラエフカ村では、7 人のドイツ人が疲労で死亡し、10 人が飢餓の危険に晒されているという。このよ

うな状況に際し、シャフメトフはクバエフに対して現場へ赴き事実を確認すると共に、適切な支援を提供するための措置を講じるように指示した。（Абдукадырова 2019:223）

付録第 94 号は、1945 年 4 月 23 日に送られたカザフ共和国人民委員会議からカザフスタン共産党中央委員会に宛てたドイツ人特別入植者への食料供給に関する情報である。この情報によると、4 月 20 日にカザフ共和国人民委員会議及び内務人民委員部を代表して、ドイツ人特別入植者へ小麦粉 1,440 トンを割り当てることに関する暗号電報がベリヤに送られたという。これによって 8 万人のドイツ人特別入植者に対して、一人当たり毎月 200 グラムの小麦粉が支給されるという。（Абдукадырова 2019:223）しかし筆者の計算によると、一人当たり毎月 200 グラムではなく、毎日 200 グラムであり、資料のミスであると推測される。

付録第 95 号は、1945 年 5 月 8 日に行われたカザフ共和国人民委員会議の決議「障害のある高齢者、多くの子どもを持つ母親、及びドイツ人特別入植者の子どもへの食料援助の支給について」である。この決議文によると、カザフ共和国人民調達委員のベイセバエワとカザフスタン穀物調達事務所のドヴィノワに対し、ドイツ人特別入植者に 5 月、6 月、7 月に均等に 900 トンの食料を支給することを義務付けた。加えて、カザフ共和国内務人民委員部のボグダノフと州執行委員会に対し、州ごとに一人当たり 1 日 200 グラムの穀物の割合で、深刻な困窮にあるドイツ人特別入植者への食料援助を行うように義務付けた。（Абдукадырова 2019:224）

労働軍における生活環境

付録第 139 号、第 144 号は労働軍に動員されたドイツ人特別入植者の収容所や工場における生活環境について記した資料である。付録第 139 号は、カザフスタン共産党ゲーリエフ州⁸委員会書記のクルグロフからカザフスタン石油コンビナート長官のビリベツへの「動員されたドイツ人の住居・生活環境について」という命令書である。この資料によると、カザフスタン石油コンビナートの郊外経営地であるヤマンカ集落には 79 人のドイツ人男女がいるが、その大多数は寝具を支給されておらず、浴場と洗濯場は存在しないという。マカト油田の第三建設組立事務所の 55 区画寮に住む 21 人のドイツ人は衣類がなく、その結果 3 人しか働くことができていない。それに加え、洗面台や飲料水用のタンクもなく、寝具もないため人々は敷布団もない床の板の上に直接横になっているという。衛生処理や計画的な入浴も行われていないため、寮の全員がシラミに侵されており、発疹チフスの蔓延の危険も指摘されている。このような状況に際し、クルグロフはビリベツに対して最低限の労働条件を整備するために必要な措置を講じるように命じた。（Абдукадырова 2019:277）

付録第 144 号は、付録第 139 号の命令に従って、カザフスタン石油コンビナート建設組立局部長のダンシンからコンビナート長官のビリベツへ宛てた「特別入植者の住居・生活環境の調査について」の報告書である。この報告書によると、ダンシンは 1944 年 5 月 25

⁸ 現在のアティラウ州

日から 28 日にかけてヤマンカ集落の労働供給局郊外経営地における特別入植者の住居・生活環境と給食状況の調査を実施したという。郊外経営地にはドイツ人男女が 80 名働いており、そのうち第 1 区画で 23 名、第 2 区画で 54 名、ヤマンカ集落で 3 名が働いていた。第 1 区画の宿舎は不衛生な状態であり、窓は壊れ、内部は暗く、寝具は汚れシラミが発生しており、特に男性と若者は極めて不潔な状態であり、ボロボロの衣服はシラミに侵されているという。これに対し、第 2 区画は満足できる状態であったという。しかし全体として日用品の配給券が使用できないため、シーツを衣服に作り替えたりするなどの工夫をしている状況であった。第 1 区画長のマクシモフはドイツ人に対して容認できない乱暴な態度をとっており、「お前らはヒトラー主義者だ」「ヒトラーの一味だ」などの政治的侮辱を与えているという。その結果、ドイツ人特別入植者の士気は低下し、マクシモフに対する不満が噴出し、労働意欲も低下してしまった。また、ノルマ未達を理由に、1 日のパンの配給を 700 グラムから 300 グラムに減らすという違法な慣行が導入されており、このこともまた労働意欲の低下を招いている。さらにマクシモフは、地元で釣り上げられた魚をドイツ人女性に対して決して支給しないように指示していたという。第 1 区画と第 2 区画に居住するドイツ人特別入植者は、ヤマンカ集落への私用での外出は認められておらず、外出許可証も導入されていなかった。この報告書では結論として、今後の農作業期におけるドイツ人の労働意欲を高めるため、このような数々の不当な扱いを止めるための措置を取る必要性を主張している。（Абдукадырова 2019:281-283）

このように、1944 年になってもドイツ人特別入植者の生活環境は厳しい状況に置かれており、公然とした差別も行われていた。付録第 144 号のように現地へ視察に行った結果、差別が露見すれば改善命令が出されることはあったが、これらは一部の例に過ぎず、全体として差別は蔓延していたと考えられる。

これまで、カザフ共和国におけるドイツ人特別入植者の生活環境について確認してきたが、1940 年代のソ連におけるドイツ人特別入植者は、深刻な物資不足、差別的待遇、移動制限など、極めて厳しい環境下での生活を強いられていたことがわかる。当局は時折状況改善のための措置を講じたが、全体として問題の根本的な解決には至らず、多くのドイツ人特別入植者は戦時中を通じて困難な状況に置かれ続けた。

第 4 節：ドイツ人特別入植者の子どもに対する教育

付録第 78 号では、ドイツ人特別入植者の子供に対する教育について知ることができる。付録第 78 号は、1941 年 11 月 12 日付クジル・オルダ州執行委員会の決定「ヴォルガ・ドイツ共和国からの移住者の子供達のための既存の初等学校、中等学校、高等学校における追加学級の編成について」の資料である。この決定によると、クジル・オルダ州カザリンスク地区に合計 20 学級編成で、総勢 264 人の生徒を収容する 46 の初等学級を開設し、加えて 3 つの 5 年生学級と 1 つの 6 年生学級を開設するように命じた。7 年生の生徒は人数が少

ないため、すべての 7 年生の生徒を市立ロシア語初等学校に転校させ、そこに保護者負担で寄宿舎を設置するように提案している。クジル・オルダ州ソビエト執行委員会は、46 の初等学級を新設するために 22,300 ルーブルを財源に割り当てた。さらに州教育部に対し、追加学級に教員、教科書、教室、設備を確保しすべての子どもたちを就学させることを義務付けた。（Абдукадырова 2019:193）

このように、ドイツ人特別入植者を受け入れた時点から、特別入植者の子供達に対する教育を行う体制は整えてきたことがわかる。ただポーランド人の場合と異なり、母語による教育やドイツやヴォルガ・ドイツ共和国の歴史・地理などが教えられることはなかった。これはドイツ人が敵性民族とみなされていることが影響していると考えられる。

小括

これまで、ドイツ人・フィン人特別入植者についての資料を確認してきたが、次のような結論を導ける。

①ポーランド人特別入植者とは異なり、独ソ戦の開戦を要因とした強制移住だったため、強制移住させる命令が出されてから実行されるまでの間隔が非常に短かった。そのため、カザフ共和国においてドイツ人・フィン人特別入植者が快適に生活できるような諸条件を満たすような指示が行われず、受け入れにあたって現地住民の理解を促すような施策も行われなかった。さらに、原住地における家畜や作物・家屋などの資産の売却をする時間もなかったため、これらの資産を現地行政機関の預かりとし、交換証書を発行した上で移住先において家畜や作物と交換するという対応がなされたが、交換はほとんど行われなかった。

②ポーランド人と異なり、敵性民族と扱われたことが原因となりドイツ人特別入植者に対し公然と不当な対応を行うようなケースがあった。

③カザフ共和国国際革命闘士援助組織中央委員会などは、政治亡命ドイツ人に対する不当な扱いをやめるように努力していたが、一般のドイツ人特別入植者に対しては特に活動をしてこなかった。しかし、明らかな法令違反（不法な労働軍への動員など）に対しては上層部へ報告が入り次第、改善命令がされることが多かった。

結論

本稿では、2019 年に出版された『強制移住の歴史から：カザフスタン 1939～1945 年(Из истории депортаций. Казахстан. 1939–1945 гг.)』を分析し、カザフ共和国に強制移住させられた諸民族について書かれた公的書類や回想録などから当時の状況を推察してきた。筆者がそこから導いた結論は以下の通りである。

まず、特別入植者の選定・強制輸送と受け入れ体制の整備について述べる。ポーランド人特別入植者については、私物の持ち出しや換金が許されており、カザフ共和国での住民理解を得るための活動など、受け入れ体制の整備も行われていた。しかし、ドイツ人・フ

イン人特別入植者については、私物の持ち出しや換金の代わりに交換証書による現地での現物支給というシステムに変更されており、受け入れ体制の整備についても行われなかった。さらに交換証書システムについて、1週間で選定・強制輸送を完遂させなければならないドイツ人・フィン人の状況を考えると、正確な交換証書を支給できるとは考えづらい。また、交換証書に基づく現物支給についても、受け入れ先のカザフ共和国現地機関がそれぞれ対応することを強いられていた。これらの要素を踏まえると、ソ連中央がどの程度真剣に交換証書システムを実行しようとしていたのか疑問が残る。

次に、特別入植者の労働環境・生活環境についてだが、これはポーランド人、ドイツ人共に似たような状況だった。現地住民や共産党員、行政役人らは「特別入植者」に対して「犯罪者」や「人民の敵」といったイメージ、さらにドイツ人に対して「ヒトラーの一味」「ファシスト」などのイメージを持ち、特別入植者が不当に不利益を被るように扱っていた事例が多かった。資料ではこのような事例を挙げながら、現地組織へ改善命令を出しているものが多かったが、カザフ共和国中を監視することは不可能であるし、改善命令がどの程度遵守されたのかもわからない。もちろん好意的に扱った現地住民や共産党員、行政役人らもいるかもしれないが、そのような事例は組織や機関に報告される必要がないので、公文書にも記載されず、本資料から知ることができない。さらに生活環境の特徴として、カザフ共和国に大量の特別入植者が送られた影響で、住居や食料が不足し、衛生状況も悪化していたということが挙げられる。第1章第3節でも述べたとおり、第二次世界大戦中のカザフ共和国ではカザフ人ですら食料や生活物資が不足している状況であり、特別入植者たちへの食料、生活物資、住居の提供は優先度が下がっていたことも影響していると考えられる。実際にドイツ人特別入植者に対して食料供給が行われるようになったのは1944年や1945年初頭であり、交換証書システムの欠陥も影響し、飢餓で亡くなった特別入植者も報告されていた。

最後に、特別入植者の子どもに対する教育についてだが、基本的に特別入植者の子どもであっても教育を受ける権利は保障されていた。特にポーランド人に対してはポーランド語による教育やポーランドの歴史、地理教育などを行っており注目に値する。ドイツ人は敵性民族ということもあり、ドイツ語による教育などは行われなかったが、ロシア語やカザフ語による教育は行われており、ドイツ人クラスの開設も行われていた。

以上を踏まえて考えると、これらの民族の強制移住がネイマークが指摘するようなものであったということに完全に同意することはできない。ネイマークは『スターリンのジェノサイド』で、ポーランド人・ドイツ人などのソ連内地への強制移住が計画された組織的殺人行為であり、人口の漸減、郷土からの永久追放、新環境への適応を通じていずれ民族性を消滅される一種のジェノサイドであったと結論づけている。（ネイマーク2012:11,106）しかし、本稿で分析した資料からは、この強制移住政策がネイマークの主張するような単純な「組織的殺人行為」や「ジェノサイド」として片付けられるものではないことが明らかになった。確かに、劣悪な生活環境や差別的待遇により多くの犠牲者が出

たことは紛れもない事実である。しかし、その要因は中央政府の拙速な政策決定と現地機関の対応能力の限界が複雑に絡み合った結果であると考えられる。

特に注目すべきは、民族ごとに異なる処遇が存在した点である。ポーランド人に対する私物持ち出しの許可や母語教育の実施は、必ずしも民族性の抹消を目的としていなかったことを示唆している。一方で、ドイツ人・フィン人に対する 1 週間という非現実的な移住期限の設定や、形骸化した交換証書システムは、中央政府の政策立案における問題点を浮き彫りにしている。また、カザフ共和国の現地機関も戦時下の深刻な物資不足という状況の中で、突如として大量の移住者の受け入れを強いられ、十分な対応ができなかった面は否めない。

このように、強制移住政策の実態は、戦時下における国家安全保障政策と現地の受け入れ能力の限界が交錯する中で、結果として多大な人的被害をもたらした政策失態として捉えるべきであろう。それは確かに非人道的な結果をもたらしたが、その原因は中央政府の拙速な政策決定と現地の受け入れ体制の限界、そして戦時下という特殊な状況が複雑に絡み合ったところにあった。今後の研究においては、中央政府の政策決定過程をより詳細に分析するとともに、現地機関が直面していた具体的な制約や困難についてもさらなる検証が必要であろう。それに加えて、特別入植者の手記や回想録などとも照らし合わせることで、この歴史的悲劇の構造的要因をより明確に理解することができるはずである。

参考文献

日本語文献

- 塩川伸明、小松久男、沼野充義 (2012) 『ユーラシア世界 2 ディアスポラ論』 東京大学出版会
- 鈴木健夫 (2021) 『ロシアドイツ人：移動を強いられた苦難の歴史』 亜紀書房
- ネイマーク, ノーマン (2012) 『スターリンのジェノサイド』 根岸隆夫訳、みすず書房
- マーティン, テリー (2011) 『アフーマティヴ・アクションの帝国—ソ連の民族とナショナリズム、1923 年-1939 年』 半谷史郎監修、荒井幸康他訳、明石書店

英語文献

- Martin, Terry. (1998). "The Origins of Soviet Ethnic Cleansing". *The Journal of Modern History*. (70), 813–861.
- Polian, Pavel. (2004). *Against Their Will: The History and Geography of Forced Migrations in the USSR*. Central European University Press.

ロシア語文献

- Абдукадырова, Д.Ю. (2019). *Из истории депортаций. Казахстан. 1939–1945 гг.* Алматы.
- Акжанов, Б.А., и др. (1967). *Казахстан в период Великой Отечественной войны Советского Союза*. Т.2. Алма-Ата.
- Меерович, М. Г. (2003). Власть и жилище (жилищная политика в СССР в 1917-1940 годах). *Вестник Евразии*, (1), 5-66. М.
- Поболь, Н.Л., Полян, П.М. (2005). *Сталинские депортации. 1928—1953*. М.